太田市産後ケアのご案内

令和７年度
2025.4.1 作成

【利用できる方】　太田市に住民票があり、次のいずれかの項目に該当する方

□産婦健康診査の結果などから産後ケアの利用を勧められた方
□産後に心身の不調や回復の遅れがある方
□家族や親族等から十分な支援が受けられない方

※産婦健康診査の結果などから産後ケアの利用を勧められた方、産後間もない方、
　利用回数の少ない方の予約が優先となります。
※申込多数の場合、施設や利用日がご希望にそえない場合があります。
※感染症の疑いのある方、心身の不調により医療が必要とされる方は利用できません。

【ケアの内容】 ママの心と体の相談、食事の提供、沐浴などの育児指導、授乳相談やおっぱいケア　等

【実施施設・利用型】 利用回数：上限７回、日帰りの利用時間：９時～17 時までの間の概ね７時間

施設名	利用目安	利用型
社会福祉法人三晃福祉会　東光虹の家	1 歳未満	日帰り
なないろこどもクリニック　なないろ支援ルーム	6 か月未満	日帰り
岩崎医院	3 か月未満	日帰り
あかつきウィメンズクリニック	3 か月未満	日帰り
新生産婦人科医院	3 か月未満	日帰り
フクイ産婦人科クリニック	4 か月未満	日帰り
岩宿クリニック	3 か月未満	日帰り
群馬県立小児医療センター	4 か月未満	日帰り・宿泊

【費用】　自己負担　500 円　（太田市が約 20,000 円補助します。）
※双子でも自己負担額は変わりません。
※生活保護世帯、市民税非課税世帯は自己負担がありません。事前にお申し出ください。
※群馬県立小児医療センターの自己負担額については、お問い合わせください。

【利用方法】

①地区担当保健師のいる保健センターに連絡。

⇩

②初めての利用の場合は、担当保健師が面談（訪問か来所）
　育児状況や利用希望の内容等をお聞きします。

⇩

③申請書の記入・提出。

⇩

④太田市が施設と日程等を調整。決定したらご連絡します。

<<<利用に際しての注意点>>>

◇事前の申請が必要です。
　日程調整には数日かかります。
◇利用回数の上限7回は、7回の利用をお約束
　するものではありません。ご了承ください。
◇お子さんだけのお預かりはできません。

【連絡先】

太田市保健センター	新田保健センター（エアリスベース内）
TEL　0276-46-5115	TEL　0276-57-2651
FAX　0276-46-5293	FAX　0276-57-3966